平成２２年（フ）第１２２号
愛媛県新居浜市江口町１番16号
債務者　加藤富士夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２４号
愛媛県西条市中野甲1467番地１
債務者　栗田　英男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５７号
滋賀県愛知郡愛荘町市886―１　ヴィラすみれ105号室、住民票上の住所滋賀県東近江市建部日吉町639番地３
債務者　柴原　英治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２５６号
岡山県総社市総社２丁目３番18号
債務者　佐藤　育雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
神戸市垂水区青山台６丁目１番１―37号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字向井畑3548番地の１
債務者　水磨　敬二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　文敏
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６１号
神戸市須磨区行幸町３丁目３番27号
債務者　鈴木　勝一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６４号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番164―301号、従前の住所神戸市垂水区西舞子９丁目３番６号
債務者　馬越　健一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目23番10―1202号　トーカンマンション、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分中央３丁目２番38―1306号　パレスト国分セントラルスクエア
債務者　藤﨑　　惠
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　隆之
4　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
鳥取県鳥取市河原町鮎ケ丘1017番地
債務者　河瀬　　豪
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　富人
4　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５７号
鳥取県鳥取市正蓮寺129番地18
債務者　森川　隆宏
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２８２号
愛知県一宮市奥町字内込39番地
債務者　髙橋　健士
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７０号
秋田県横手市横手町六ノ口31番地５
債務者　高橋千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１６０号
山形市若葉町12番31号　コーポ太陽101号
債務者　高野　春美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部